「ブータン国都市開発・都市環境に関する情報収集・確認調査」

(公告日:平成 25 年度 4 月 10 日 / 公告番号:6)について、業務指示書に関する質問と回答は以下のとおりです。

通番号	当該頁項目	質問	回答
1	P12	本邦企業および地方自治体との連携	廃棄物処理分野は既存資料の整理による一般的な概要
	6.業務実施上の留意事項	について、「本邦企業や地方自治体	把握のみを調査内容としており、重点分野ではありませ
	(6)本邦企業および地方自治体と	のイ	んので連携検討は不要です。
	の連携について	ンフラや環境技術の活用の機会を探	
		る」とあるが、廃棄物処理/管理の	
		分野は	
		調査はしなくてよいのか。その場合、	
		担当分野はどこになるのか。	
2	P14	都市環境の現状確認としての中に廃	廃棄物処理分野は既存資料の整理による一般的な概要
	7.業務の内容	棄物(ごみ処理)がありますが、ど	把握のみを調査内容としているため、特定の担当を設け
	(2)現地調査	の分野が担当となるのか。	ておりません。
	6)都市開発・都市環境に関する		
	各セクターの・・・		
3	指示書 P15 第 2 の 7.業務の内容、(3)	目標年次は想定されていますか。	入手可能な情報の確認や先方政府との協議を踏まえて
	国内作業3)の需要予測について		調査開始時に決定することとなりますが、2030年前後を
			目標年次とすることが想定されます。
4	指示書 P15 の(3)国内作業の5)	左記については、何故、"自然条	自然条件調査の事前検討は協力準備調査等の計画の
	当該分野における協力の可能	件調査 "に特化して記載している	│ ために特に必要な情報であるため特出ししています。環
	性・方向性の検討の項の「改善事	のでしょうか?たとえばですが、	境影響や社会経済調査については、特に対応が必要な
	業(案)をさらに詳細に検討する	環境影響調査、社会経済調査等他	事業(案)に対しては、環境社会配慮団員によって検討さ
	際に必要な自然条件調査の内容	調査の内容は特にこの時点で検	れるものと想定しています。
	を検討する。」の記載部分	討する必要はないと理解して良	
		いでしょうか?	

5	指示書、P17 第3の3.の相手国の便	「特別な便宜供与は想定していな	必要に応じて計上してください。
	宜供与について	い」とありますが、コンサルタント	
		執務のための事務所借用費用見積も	
		りを計上することは可能でしょう	
		か。	
6	指示書 P18 第3の4.閲覧資料(4)	インターネットで閲覧できませんが	ブータン王国「Thimphu Structural Plan (2002-2027)
	ブータン王国「Thimphu Structural	他に閲覧方法はありますか。	Revision 1」ソフトコピーあります。閲覧希望の方は、
	Plan (2002-2027) Revision 1」		GIGAPOD による電子配布をいたしますので、調達部契
			約第一課 高橋 由徳
			<u>Takahashi.Yoshinori@jica.go.jp</u> へ連絡いただけますでしょ
			うか。依頼を頂いたメールアドレスに対して、1)閲覧資料
			の格納先URL、2) 当該URL にログインするためのID、3)
			同パスワードを送付します。

以上